

令和2年第7回農業委員会総会

- 1 日 時 令和2年7月20日(月)
午前13時20分～午前14時03分
- 2 場 所 大竹市役所4階第2会議室

3 出席委員 (農業委員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	正木 静夫	6	古木 麻知子
2	石井 昌嗣	7	島原 順二
3	東田 保夫	8	田中 博幸
4	丸小 操	9	橋村 實男
5	小川 裕希恵		

(最適化推進員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
	大江 達也		田中 弘明

4 (欠席委員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名

5 出席職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	前田 新吾	事務局主幹兼農地係長	川本 義典
事務局長補佐	野島 史雄	事務局書記	早川 正二

6 議題日程 (1)

上程順序	議題番号	内 容
日程第1	選 第 1 号	大竹市農業委員会会長の互選について
日程第2	選 第 2 号	大竹市農業委員会会長職務代理者の互選について
日程第3		議席の指定について
日程第4		調査担当地区について
日程第5	議案第10号	大竹市農地利用最適化推進委員の委嘱について

議事日程 (2)

上程順序	議題番号	内 容
日程第1	議案第11号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第12号	農地法第5条の規定による許可申請について

事務局長

皆さま、ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。

それではこれから令和2年第7回農業委員会総会を開催いたします。

私は農業委員会事務局長の前田と申します。よろしくお願いいたします。はじめに会長の互選や担当地区割りの決定、また農地利用最適化推進委員の委嘱など新しい農業委員会の体制に関する案件を審議・決定していただくこととなります。

どうぞ十分にご審議いただくと共に、スムーズな議事の進行をよろしくお願いいたします。

次に本日お座りいただいております議席についてご説明いたします。ただいまの議席は仮議席でございます。

正式な議席につきましても、会長が決定された後に指定されることになっておりますので、ご承知のほどお願い申し上げます。

本農業委員会は、改選後初めての委員会でございます。会長が選挙されるまでの間地方自治法第107条の規定を準用いたしまして、出席委員の中で年長の委員が臨時に会長の職務を行うことになっております。本日出席の中で、年長の委員は橋村実男委員でございます。橋村実男委員、会長席へお願いいたします。

橋村臨時会長

失礼いたします。ただいまご紹介を頂きました、橋村実男です。

会長が決定するまで、臨時に会長の職務を務めさせていただきますので、皆様よろしくお願いいたします。

本委員会は改選後初めての委員会ですので、開会に先立ちまして自己紹介をしたいと思います。それでは、大変恐れ入りますが、順次1番の方から自己紹介をお願いいたします。

小川委員

小川裕希恵と申します。よろしくお願い致します。

古木委員

古木麻知子と申します。よろしくお願い致します。

石井委員

石井昌嗣と申します。よろしくお願い致します。

島原委員

島原順二と申します。栗谷の後原に住んでおります。よろしくお願い致します。

東田委員

松ヶ原の東田保夫と申します。よろしくお願い致します。

丸小委員

油見の丸小と申します。よろしくお願い致します。

正木委員

栗谷の正木と申します。よろしくお願い致します。

田中委員

広原の田中と申します。よろしくお願い致します。

橋村臨時会長

ありがとうございました。

それでは、本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので、これより、令和2年第7回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

はじめに、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、仮議席1番小川裕希恵委員、仮議席2番古木麻知子委員を指名いたします。

それでは、議案書2ページをお開きください。選第1号大竹市農業委員会会長の互選についてを議題といたします。本件について事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、選第1号についてご説明いたします。

会長の選出につきましては、大竹市農業委員会規程第4条第1項に会長及び会長の職務代理者の互選または、その他の代表者の指名は選挙によって行う。ただし、委員中に異議のないときは指名推薦の方法によることができると規定されています。

はじめに、選挙によるか指名推薦によるか、選出方法をご協議いただく必要がございます。

なお、指名推薦の場合は、一点目として指名推薦によって選出すること。二点目として選出する委員を定めて被指名人の選出を委任する。または、会長において指名するなど、指名の方法を定めること。三点目として指名をされた方を当選人にすること。

以上の三点について、各委員に一人の異議もないことが前提となります。

一人でも投票という声がありましたら、選挙で選出するということになりますのでよろしくお願ひします。以上でございます。

橋村臨時会長

ただいま、事務局長から説明がありましたが、会長の互選の方法について、選挙とするか指名推薦とするか、決定する必要がありますので皆さんご意見をお願いします。

島原委員

今まで通り、推薦で決定すればいいのではないのでしょうか。

橋村臨時会長

ありがとうございます。他に意見が無ければ、私の方から会長に正木委員を推薦したいと思ひます。会長に正木委員を指名するという事で決定してよろしいですか。

(全員の了承、異議なしの声などと拍手)

橋村臨時会長

どうもありがとうございました。これまでが臨時の会長の役目でございます。どうもご協力ありがとうございました。それでは正木会長と交代します。

議事の都合で、しばらく休憩します。

(橋村臨時会長、元の席へ 新会長、会長席へ)

正木会長

それでは、総会を再開させていただきます。議案書の3ページをお開きください。選第2号大竹市農業委員会会長職務代理者の互選についてを議題といたします。本件について事務局の説明をお願いします。

事務局長

それでは、選第2号についてご説明いたします。

本件につきましても、会長選出の際と同様でございますのであらかじめ選挙か指名推薦か選出方法をご協議をいただき、その後選出ということになりますので、よろしくお願いいたします。

正木会長

ただいま事務局長から説明がありましたが、会長職務代理者の互選の方法について、選挙とするか指名推薦とするか決定する必要がありますので、ご意見をお願いします。

島原委員

指名推薦でやってもらえたらいいと思うのですが。

正木会長

島原委員から発言がありました指名推薦でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

正木会長

それでは私の方から職務代理者についての提案をいたしますのでよろしく願いいたします。

橋村委員さんを職務代理者としてお願いしたいと思いますがどうでしょうか。皆さまいかがでしょうか。

(異議なしの声)

正木会長

橋村委員よろしく願いいたします。

それでは橋村委員さん、ひとことご挨拶をお願いしたいと思います。

橋村委員

ただ今、会長から指名を受けましたので、職務代理者として責任を持って職務を遂行したいと思います。以上です。

正木会長

どうもありがとうございます。それではよろしく願いいたします。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

日程第3議席の指定についてを議題といたします。

各委員の議席は、大竹市農業委員会会議規則第5条第1項の規定により、会長において指定いたしますが、指定に先立って事務局から考え方を説明させます。

事務局長

議席につきましては、会議規則では会長が定めることになっております。

慣例によりますと1番が会長、2番以下を公募の委員という順です。

なお、大竹市議会の例では、当選回数の少ない順、当選回数が同じ場合は生年月日の若い順とする慣例となっております。公募の委員についてもこれに準じ、委員在籍回数の少ない順、委員在籍回数が同じ場合は生年月日の若い順としてはと考えております。

正木会長

それでは、事務局の考えに沿って、これより会長において、各委員の議席を指定いたします。

委員各位の氏名と、その番号を事務局に朗読させます。

事務局長

それでは、各委員の議席を朗読いたします。

1 番正木静夫委員，2 番石井昌嗣委員，3 番東田保夫委員，4 番丸小操委員，5 番小川裕希恵委員，6 番古木麻知子委員，7 番島原順二委員，8 番田中博幸委員，9 番橋村實男委員，以上でございます。

正木会長

ただいま朗読しましたとおり，議席を指定いたします。

続きまして，議案書の5 ページをお開きください。日程第4 調査担当地区についてを議題といたします。事務局の案を説明してください。

事務局長

それでは，ご説明いたします。調査担当地区につきましては，議案書5 ページの大竹市農業委員会委員名簿及び調査担当地区表（案）のとおりにさせていただきますらと思っております。これは，農地法等による申請等がありました際に，担当地区農業委員として調査をして頂く地区を決定するものでございます。個人個人の担当地区につきましては，配布しています議案のとおりで，朗読は省略させていただきます。

正木会長

ただ今の案について，質疑及び意見はございませんか。

（質疑及び意見なしの声）

正木会長

質疑及び意見はなしと認めます。よって調査地区担当表のとおり決定いたします。

続きまして，議案書の6 ページをお開きください。議案第10号大竹市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長

農業委員会等に関する法律により，令和2年4月1日から4月27日の期間で農地利用最適化推進委員の公募を行ったところ，ここに記載のとおり大江達也さん，田中弘明さんのお二人から届け出がありました。大江達也さんは，平成20年から3年間，平成26年から3年間農業委員として活躍されており，田中弘明さんは，7月19日の任期まで農地利用最適化推進委員で活躍されており，お二人ともこれまで稲作など農業経営をされ，農業の見識，熱意をお持ちで地域の実情にも詳しく，これからの農地利用の調整を円滑に進めていける方々であると考えます。

以上でございます。ご審議をお願いします。

正木会長

ただいまの説明について，質疑及び意見はございませんか。

（質疑及び意見なしの声）

正木会長

質疑及び意見はなしと認めます。よって議案第10号農地利用最適化推進委員は原案とお承認されました。

それでは，ここで一時総会を中断し，ただいま承認されました農地利用最適化推進委員の委嘱書の交付式を行いたいと思います。

（委嘱交付式）

事務局長

事務局からの提案ですけれども、農地利用最適化推進委員の方は、農業委員会総会への出席は、法令では義務とはなっておりませんが、これまでの経歴からできるだけ総会に出席していただきたいと考えております。いかがでしょうか。

(賛同の意見多い)

それでは、今後とも農業委員会の総会のときに、農地利用最適化推進委員の方々も合わせて出席いただくということで進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

正木会長

それでは、総会を再開いたします。日程第1議案第11号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。本件につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局（川本）

それでは、議案第11号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書は7ページ、地図は9ページをご覧ください。

譲受人は松ヶ原町の〇〇 〇〇さん、譲渡人は松ヶ原町の〇〇 〇〇さんです。申請地は、松ヶ原町字東河内〇〇番地、面積は760㎡です。

申請地は主要地方道大竹湯来線に接した田の一筆で、稲作がおこなわれています。隣の田を所有し、稲作を行っている〇〇 〇〇さんに所有権を移転するものです。所有権移転後も稲作を続けると伺っております。なお、8ページの農地法第3条調査書にありますように、農地法第3条第2項各号に規定されております許可できない項目については、すべて該当しないため、事務局としては許可相当と考えております。

なお、本案件は、前農業委員の任期中に申請があり、地区担当農業委員が一方の当事者であることから、地区担当委員代理として田中委員さんが現地調査を行っております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

正木会長

続きまして、本件について地区担当委員代理の説明を求めます。8番田中委員お願いします。

田中委員

譲渡し人の〇〇さんの田んぼの北側、東側に譲受人の〇〇さんの田んぼがあります。そのため、作業がしやすくなるのではないかと思います。以上です。

正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

正木会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件につきまして、申請のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

正木会長

ご異議ございませんので、本件については申請のとおり許可することに決定されました。

続きまして、議事日程第2議案第12号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは議事日程第2議案第12号農地法第5条の規定による許可申請についてをご説明します。議案書は10ページ、地図は11ページをご覧ください。

譲受人は東京都千代田区の株式会社〇〇、〇〇 〇〇さん、譲渡人は松ケ原町の〇〇 〇〇さんです。申請地は、松ケ原町字田ノ原〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は548㎡、同じく〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は360㎡の2筆合わせて908㎡の面積になります。転用目的は、太陽光発電設備を設置するためです。申請事由ですが、隣地に住居を構える譲渡人が、高齢となり、農業を継続することが困難なため、譲受人との間で譲り渡しの話に至ったと伺っています。

申請地は、今年2月に開催されました第2回農業委員会総会にて大竹市農業振興地域整備計画の変更議案にありました農用地からの除外についてご審議をいただき、変更の同意をいただいたのち、広島県から除外の同意を受けましたので、このたび転用の許可申請を提出されております。

当該地は、地図にありますように主要地方道大竹湯来線に面し、東側は廿日市市地籍の山林となっております。申請地の近隣の状況ですが、南側は、譲渡人の住居があり、特に周辺の農地に支障を及ぼすことはないと思われまます。

なお、本案件は、前農業委員の任期中に申請がありましたので、申請当時の地区担当農業委員の代理として田中委員さんと2名の農業委員で現地調査を行っています。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

正木会長

ただいま、事務局から説明のありましたように、本件について地区担当委員代理の説明を求めます。8番田中委員お願いいたします。

田中委員

現地は〇〇さんと〇〇さんの家の間に田がありまして、下から上に向かって東側が県道、西側が山林となっております。北側が〇〇さんの家、南側が〇〇さんの家になります。太陽光発電を設置した影響は無いと思います。以上です。

正木会長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。5番小川委員お願いいたします。

小川委員

湯来線に沿った土地で、住宅の間にある土地であり、周辺に田畑も無いため、影響は無いと思います。

正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

3番東田委員、どうぞ。

東田委員

私初めてなもので、法令等わからないこともあるのですが、農地除外を受けておられる土地で太陽光発電を設置されるということで、一般的に太陽光発電を家の隣に作るということについては好ましくないと思われる方が多いと思うのですが、調査の結果あまり影響が無いということで、まあそんなにないのかもしれないのですが、太陽光発電を作る場合に、認可を、承認をされる際の基準みたいなものがあるのかどうか。基本的には無いのか。私、知識が無いのでわからないのですが、どのようなになっているのでしょうか。

事務局（川本）

農地が無制限に太陽光発電に転用されるのは好ましくないという方針がある中で、大規模な農地転用、例えば3,000㎡を越えるようなものにつきましては、市の農業委員会に諮る前に現地調査を行いまして、他の農地に影響が無いかという点も含めて広島県の農業会議からご意見をいただいております。つまり大規模なものについては厳しく審査をしております。もう一点、周辺が丸々農地で、太陽光発電設備によって日陰が出来るとか、南側の住居の方が反射によって迷惑をこうむるといった形で周辺に影響がある場合につきましては、許可をしないことが出来ます。この度、譲渡人の方が南側にお住まいです。また、設置予定地の〇〇番の〇〇、〇〇番の〇〇の土地は北側の土地である〇〇番の〇〇から見て一段下がっておりますので、日照の影響は出ないと思われま。さらに、西側には山林が迫っておりまして、東側は県道でございます。太陽光発電につきましては、周囲から苦情があるとか、反対運動があるという場合につきましては、広島県農業会議に諮るだけでなく、許可をしないという選択肢も出て来ます。その場合は、農地として活用すべきところであり、転用した結果他の農地に影響を与える恐れがある場合は、許可しないという判断をすることも出来ます。こちらの土地は本来は農業を進めるべき土地であることから、2月段階でご審議いただきまして、農用地区域からの除外を済ませている土地でございます。現状で言えば、転用することに支障が無いということを確認が出来れば、太陽光発電を設置しても構わないこととなります。太陽光発電設置が全く出来ないとか許可しないとか、そういうことはございません。今お話をさせていただきましたように、水利であるとか日照の関係等で農地を転用するのに不適切であるという場合は許可しないという選択肢は勿論ございます。そういった中で総会でご審議していただくということになります。基準があるか無いかで申しますと、基準はございます。その上で、今回は許可相当ではないかということで、総会にかけさせていただきました。

東田委員

地図上でいうと〇〇番の〇〇の所に〇〇さんという家がありますが、これは同意とかいうようなものは必要ないのでしょうか。また、設置者の住所地が東京の業者がされるわけですが、こういう場合に制限的なものとか、管理の義務とか何かそういう規程みたいなものがありますか。ちょっと農業委員会とは違うかもしれないのですが、東京の業者がされることにやっぱり不安があると思うのですが。

事務局（川本）

そこにつきましては、次の譲受人がどういう形で登記をするかということもありま

すので、おそらく広島に支店がある場合でも、基本本社、東京の住所になるという形になると思います。譲受人が東京になるので東京にしかないのかという微妙なところもございますけども、5条の転用後の所有者につきましては、県内、県外という区分はございません。ただ、申請が出る際に、太陽光発電の業務をするのに会社がきちんとあるかどうか、あとはいつまでにその太陽光発電を作るのか、あとは連携申請と言いまして、太陽光発電した電気をきちんと買受してくれる会社があるのかどうか。そこについての確認は申請段階で済ませております。ですので、許可が出た後に何も出来ないということではございませんので、当然、太陽光発電の設備をきちんと作って維持をするということで、今回許可申請を出しておられますので、善意の管理者としてきちんと管理してくださることを期待しているものであります。

東田委員

基本的にですから色々基準とかに照らして、太陽光発電に対して反対する理由、根拠というものが無いという理解になるのでしょうか。

事務局（川本）

簡単に言うと反対をする理由が現時点での申請には無いということです。

大江委員

言っているんですか。発言権はあるんですか。

正木会長

発言権はあります。どうぞ。

大江委員

今の話し関連ですけど、反対者がいるわけですか。

東田委員

いや、反対者がいると聞いているわけではないですけど。

大江委員

本件ですね、太陽光というのは特に水利の問題。要するに今までの畑から水の流れが変わってくるんよね。下の方への影響がかなりでるんですよ。そういうところ、だから逆に言うと反対する権利とか事項が無い場合でも、要望として、上の人とか下の人から出た意見があれば、太陽光を作る法人に向かって要望事項として農業委員会としてあげることが出来ないんですか。

事務局（川本）

今回の該当する土地の外に水路が作られてはいるんですけども。

大江委員

水路に流れればええんやけども、水の流れが変わったらね。要は段々畑に流れよったのがストーンと落ちて、その水の処理が、川に向かって流してくれとか、水路に向かって流せとか要望事項として入れといたら、後から色々言えるんじゃないですか。先に要望事項として入れといたら。そういうことはないんですか。そういう心配もあるんでしょう。勝手に言うて悪いけども。

東田委員

今日初めてなんであれですけども、最終的にどうなのか、賛成なのか反対なのか。

島原委員

2月の時はまあ反対とかそういう意見は出ませんでしたけど。

大江委員

そうか、何回もやっとなるんですね。

事務局（川本）

そうですね。

大江委員

東田さんが言うのはあれでしょう。近所の人への反射熱なんかがあって、健康被害が起こるか心配なんですよね。

東田委員

そう。そういうこともあります。それは基本的に同意を取るような制度にはなっていないということですよ。

事務局（川本）

同意はないですね。

正木会長

その他、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

正木会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件は、広島県農業会議の農地転用に係る農業会議への意見聴取事務取扱要領第3条に規定される意見聴取に該当とならない事案ですので、本件につきまして申請のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

正木会長

それでは、ご異議ございませんので、本件については、許可することに決定されました。

お諮りいたします。本日議決された各案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

正木会長

異議なしと認めます。よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和2年第7回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立下さい。一同、ご礼。ありがとうございました。